第１〔年　月　日から／年　月　日まで〕中間事業概況書

［１・２　略］

３　連結自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

［表略］

（記載上の注意）

［１～６　略］

７　遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条第43号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第44号の２に規定する第二種中間連結財務諸表の組替えに相当するものをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

８　［略］

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

［略］

〔連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率〕

［略］

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

［略］

第２　中間連結財務諸表

１　［略］

２（　年　月　日現在）中間連結貸借対照表

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［(1)・(2)　略］

(3)　会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第199条から第204条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［(4)・(5)　略］

(6)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第210条に規定する有価証券に関する事項

［(7)～(12)　略］

第１〔年　月　日から／年　月　日まで〕中間事業概況書

［１・２　同左］

３　［同左］

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

［同左］

（記載上の注意）

［１～６　同左］

７　遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第２条第40号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

８　［同左］

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

［同左］

〔連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率〕

［同左］

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

［同左］

第２　中間連結財務諸表

１　［同左］

２（　年　月　日現在）中間連結貸借対照表

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

［(1)・(2)　同左］

(3)　会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第11条の２から第11条の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［(4)・(5)　同左］

(6)　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第16条に規定する有価証券に関する事項

［(7)～(12)　同左］